

新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という。）
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知、以下「実施要領」という。）
- (4) 新潟県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和5年5月18日付け農園第217号新潟県農林水産部長通知、以下「県要領」という。）
- (5) 新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）
- (6) その他関係法令

(目的)

第2条 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の発揮を図るため、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。

(補助対象等)

第3条 市長は、新潟市に農地を有するものが実施する事業に対し補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付の対象となる農地、補助対象者、補助対象取組及び補助金額は、別紙1に掲げるとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「事業主体」という。）は、対象活動の取組が終了し、実施要領第8の4の(1)に基づく実施状況の報告を行った年度の3月31日までに様式第1号(新潟市環境保全型農業直接支

払交付金交付申請及び補助事業実績報告書）を市長に提出するものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請及び実績報告を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付するか否かを決定し、その結果を様式第2号（補助金等交付（不交付）決定通知書及び額の確定通知書）により事業主体に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙 1

1 対象農地

農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に基づき指定された農業振興地域）内に存する農地

2 補助対象者

以下の（１）及び（２）を満たす者とする。

（１）交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 に定める要件を満たす者

（２）新潟市税の滞納がない者。ただし、交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 の 1 に定める農業者の組織する団体、並びに交付等要綱別紙の第 1 の 1 及び実施要領第 1 の 2 に定める農業者のうち新潟市内に住所を有していない者は除く。

3 補助対象取組

（１）交付等要綱別紙の第 1 の 4 及び実施要領第 4 の要件を満たす取組とする。

（２）都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「特認取組」という。）への支援については、県要領に従って実施すること。

（３）冬期湛水管理に取組む場合は、新潟市環境保全型農業推進方針に定める内容に従い、様式第 3 号（冬期湛水管理の取組計画に係る誓約書）を実施要領に定める実施計画書と併せて市長に提出し実施すること。

4 補助金額

対象取組	本市の 10 a 当たりの交付単価の上限額	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する補助金等を加えた補助金等の 10 a 当たりの交付単価の上限額
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	1, 100 円 （水稻に牛ふん堆肥および豚ふん堆肥を 0.5 t ～おおむね 1.0t 未満施用する場合については 550 円）	4, 400 円 （水稻に牛ふん堆肥および豚ふん堆肥を 0.5 t ～おおむね 1.0t 未満施用の場合については 2, 200 円）

交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップを組み合わせた取組	1, 500円	6, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組	1, 350円	5, 400円
(うち、小麦・大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合)	800円	3, 200円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組	1, 250円	5, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	750円	3, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	200円	800円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	200円	800円
交付等要綱及び実施要領に基づく有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組	3, 000円 （実施要領第5の1に定める作物については750円）	12, 000円 （実施要領第5の1に定める作物については、3, 000円）
(うち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）)	3, 500円	14, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組	2, 000円	8, 000円
(うち、①畦補強等を行わない場合)	1, 750円	7, 000円
(うち、②有機質肥料の購入・投入実態がない場合)	1, 250円	5, 000円
(うち、①②の両方に該当する場合)	1, 000円	4, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と江の設置を組み合わせた取組	1, 000円	4, 000円
(うち、作溝作業を実施しない場合)	750円	3, 000円
交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭の投入を組み合わせた取組	1, 250円	5, 000円

交付等要綱及び実施要領に基づく化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合的病害虫・雑草管理（IPM）、畦畔除草及び秋耕の実施を組み合わせた取組	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
取組拡大加算	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

（注）土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること。

(宛先) 新潟市長

組織名
代表者名

新潟市環境保全型農業直接支払交付金交付申請及び補助事業実績報告書

補助金の交付を受けたいので、別紙とおりに申請し、併せて実績を報告します。

記

1. 交付金交付申請額（交付実績額）

対象取組		取組面積 (実施面積)	交付単価	交付申請額 (交付額)
全国 共通 取組	堆肥の施用の取組（基本）	a	4,400円/10a	円
	堆肥の施用の取組（特例）	a	2,200円/10a	円
	カバークロップの取組	a	6,000円/10a	円
	リビングマルチ（小麦、大麦、イタリアンライグラス以外）	a	5,400円/10a	円
	リビングマルチ（小麦、大麦、イタリアンライグラス）	a	3,200円/10a	円
	草生栽培	a	5,000円/10a	円
	不耕起播種	a	3,000円/10a	円
	長期中干し	a	800円/10a	円
	秋耕	a	800円/10a	円
	有機農業の取組（炭素貯留効果の高い有機農業）	a	14,000円/10a	円
	有機農業の取組	a	12,000円/10a	円
	有機農業の取組（飼料作物等）	a	3,000円/10a	円
地域 特認 取組	冬期湛水管理（有機質肥料施用，畦補強等実施）	a	8,000円/10a	円
	冬期湛水管理（有機質肥料施用，畦補強等未実施）	a	7,000円/10a	円
	冬期湛水管理（有機質肥料未施用，畦補強等実施）	a	5,000円/10a	円
	冬期湛水管理（有機質肥料未施用，畦補強等未実施）	a	4,000円/10a	円
	江の設置（作溝実施）	a	4,000円/10a	円
	江の設置（作溝未実施）	a	3,000円/10a	円
	炭の投入	a	5,000円/10a	円
	総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の取組	a	4,000円/10a	円
取組拡大加算		a	4,000円/10a	円
合計		a		円

（注）面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。

添付書類

- ・新潟市税の納税証明書（市制度用）
- ・環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書及び添付資料一式の写し（実施要領様式第6号）
- ・環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書及び添付資料一式の写し（実施要領様式第10号または共通様式6号）
- ・その他添付書類の写し

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 区 課)

補助金等交付（不交付）決定通知書及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった新潟市環境保全型農業直接
支払交付金事業費補助金については、次のとおり補助金の交付（不交付）を決定し、
併せて額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 2 交付決定額
金 円
- 3 交付済額
金 円
- 4 確定額
金 円
- 5 交付条件
新潟市補助金等交付規則並びに新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補
助金交付要綱の定めに従うこと。
- 6 参考
 - (1) 交付申請のあった補助金額
金 円
 - (2) 減額の理由

注1：不交付を決定した場合は、額の確定通知に係る記載を削除し、2を不交付の理由に変更すること。
注2：6の(2)は、交付申請のあった補助金額が減額された場合のみ記載すること。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

冬期湛水管理の取組計画に係る誓約書

冬期湛水管理において生物多様性保全のため、新潟市環境保全型農業推進方針にしたがって実施します。

申請者 住所

(法人は所在地、集落営農・農業者グループは代表者の住所)

氏名

(法人は所在地、集落営農・農業者グループは代表者の住所)